|  |
| --- |
| 様式第四号（第八条関係） |
| 許 可 申 請 書　　　　　　　　　　制 限 外 積 載　　　　　　　　　　設 備 外 積 載  荷　台　乗　車 　年　　　月　　　日　　　　 警 察 署 長 殿住　所 申 請 者 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号 　　　　　　　　） |
| 　申 請 者 の 免 許 種　　　　　　 類 |  | 免 許 証 番 号 |  |
| 　車両の種類 |  | 番号標に表示されている番号 |  |
| 　車両諸元 | 　長　　さ　　　　　　　 | 　幅　　　　　　 | 　高　　さ　　　　　 | 最大積載重量 |
| m | m | m | ㎏ |
| 運搬品名 |  |
| 制限を超える大きさ又は重量 | 長　　さ | 幅 | 高　　さ | 重　　量 |
| m | m | m | ㎏ |
| 制限を超える積載の方法 | 前 | 後 | 右 | 左 |
| m | m | m | m |
| 設　備　外　積　載　の　場　所 | 荷　台　に　乗　せ　る　人　員 |
|  |  |
| 運転の期間 | 　　　　　　年　　　月　　　日から 　　　　年　　　月　　　日まで |
| 運転経路 | 出　　発　　地 | 経　　由　　地 | 目　　的　　地 |
|  |  |  |
| 通行する道路 |  |
| 第　　　　　号　　　　　　　　　　　 　制 限 外 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 |
|  | 条　　件 |  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　警 察 署 長　 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とする。

※　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に福岡県公安委員会に　　　　　 対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。